

## 第5章

### 部門分類の概念・定義

## 1 部門分類

取引基本表の「中間需要」と「中間投入」を構成する内生部門の分類を「部門分類」と言います。また、「最終需要部門」と「粗付加価値部門」を構成する項目を含めて、「部門」と呼ぶ場合があります。

## 2 部門分類の原則

取引基本表において、行部門は、1年間に生産された商品の販路構成を表すことから、原則として生産物分類により分類しています。一方、列部門は、生産活動ごとの費用構成を表すものであり、原則として生産活動単位により分類しています。

生産活動単位による分類とは、投入係数によってあらわされる投入構造の類似性に着目して行う分類であり、以下のとおりとなります。

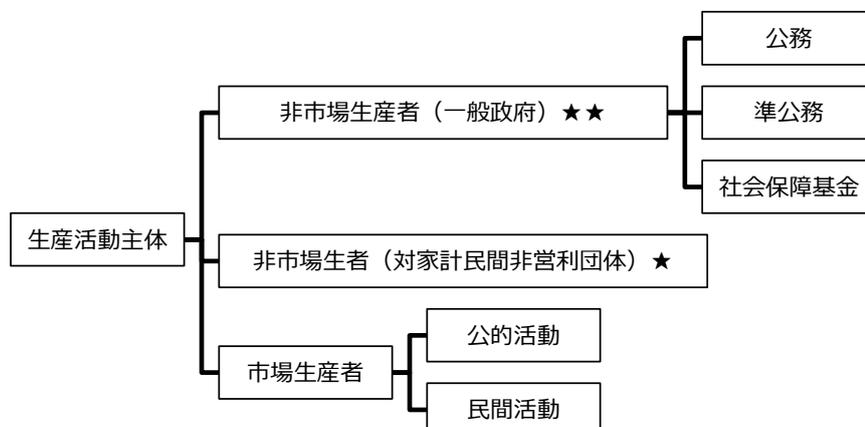
- ・同一の生産技術で生産された同一の生産物は、どの産業で産出されたものであっても、同一の部門に格付ける
- ・一方で、同一の生産物であっても、生産技術が異なれば、別の部門に格付ける(例:火力発電と水力発電)
- ・同一事業所内で複数の生産物が産出されている場合、生産技術の相違によって複数の部門への割り振りがあり得る

## 3 生産活動主体分類

取引基本表の記録対象となる生産物のほとんどは、「生産に要した費用を回収する価格で、市場で販売することを目的として生産される財・サービス」であり、これら生産物の生産・供給主体の多くは「市場生産者」になります。しかし、取引基本表では、このほかに、一般政府や対家計民間非営利団体から供給される、「コストに見合わない価格又は無償で提供される財・サービス」、「市場において販売されない財・サービス」についても、「生産物」の一つとして、記録の対象に含まれています。

取引基本表では、以下のように、生産物の生産・供給主体に着目した「生産活動主体分類」を設けています。

- ・非市場生産者 ⇒ 基本分類の名称末尾に「★★」
- ・非市場生産者(対家計民間非営利団体) ⇒ 基本分類の名称末尾に「★」
- ・市場生産者 ⇒ 無印



(1) 非市場生産者(一般政府)

「非市場生産者(一般政府)」とは、次表に掲げる要件を満たすものとします。

区分	要件
社会保障基金	① 政府による賦課・支配があること ② 社会全体又は特定の部分をカバーしていること ③ 強制的加入・負担の制度であること
社会保障基金以外の非市場生産者(一般政府)	① 社会保障基金に該当しないこと ② 金融機関に該当しないこと ③ 活動内容に市場性がないこと ④ 政府による所有・支配があること

(2) 非市場生産者(対家計民間非営利団体)

「非市場生産者(対家計民間非営利団体)」とは、次の①～④の要件を満たすものとします。具体的には、私立の教育機関、学術・文化団体などが該当します。

- ① 社会保障基金に該当せず、かつ、金融機関にも該当しないこと
- ② 活動内容に市場性がないこと
- ③ 政府による所有・支配がないこと
- ④ サービスの提供先が専ら家計であること

(3) 市場生産者

主に、市場で生産コストをカバーする価格で販売することを目的に、生産物の生産活動や取引を行うものをいいます。

このうち、政府が活動に係る議決権の過半数を保有しているなど、政府による所有又は支配が認められる場合には「公的活動」、そうでない場合には「民間活動」に格付けています。このうち、「公的活動」には、主に、独立行政法人及び特殊法人等の活動、中央政府の特別会計並びに地方政府の公営事業会計等のうち、金融仲介活動や市場性を有する非金融活動であって、かつ、政府による所有又は支配の関係が存在するものが該当します。

上記以外に、次の①～③に掲げるものも市場生産者として扱っています。

- ① 持家等のように一般的に家賃が発生しないと考えられるもの(賃貸住宅と同様、居住者が家賃を支払っているものとみなして帰属計算を行う)
- ② 農林漁家が、自家消費のために農林水産物を生産する活動
- ③ 各種経済団体等の活動(関連する企業等からの負担金や会費を、当該団体が提供したサービスに対する支払いと捉える)

#### 4 最終需要部門の概念

最終需要とは、生産活動における「粗付加価値部門」に対応する支出面の外生部門で、各産業部門が、最終的に消費される財とサービスを、どのくらい家計や政府機関などに販売したかを示すものです。その内訳を大別すると、「家計外消費支出」、「民間消費支出」、「一般政府消費支出」、「県内総固定資本形成」、「在庫純増」、「移輸出(移出及び輸出)」に分けられます。

また、この最終需要に「移輸入(移入及び輸入)」及び「関税」を加えたものが「最終需要部門」と呼ばれています。

(1) 家計外消費支出(列)

いわゆる「企業消費」に該当し、交際費や接待費など企業その他の機関が支払う支出を指します。

(2) 民間消費支出

① 家計消費支出

家計(個人企業を除いた消費主体としての家計)の生産物に対する消費支出額から、同種の販売額(中古品と屑)を控除し、県外から受け取った現物贈与の純増を加算し、さらに県内居住者の県外消費を加算したものです。ここでいう消費支出は、土地、建物・構築物以外のものに対する全ての支出を指し、使用せずに残ったものを含めた生産物の購入額の全てを消費支出として計上します。

② 対家計民間非営利団体消費支出

対家計民間非営利団体が経済的に意味のない価格で提供する生産物に関する支出のうち、対家計民間非営利団体自身(具体的には、私立学校法人、労働組合、宗教団体、政党等)が負担した費用です。すなわち、非市場生産者(対家計民間非営利団体)により供給される生産物の生産額(生産活動に要するコストで評価)から、経済的に意味のない価格での生産物の販売額及び自己勘定総固定資本形成(研究・開発)を差し引いたものに等しくなります。

(3) 一般政府消費支出

「一般政府」とは、中央政府と地方政府の両者を指し、これらが経済的に意味のない価格で提供する生産物に関する支出のうち、一般政府自身が負担した費用です。

(4) 県内総固定資本形成

県内における家計、民間企業、政府等が主体で行う、以下に記載された活動を指します。

- ① 県内における建設物、機械、装置、防衛装備品、知的財産生産物(研究・開発、ソフトウェアを含む)等の固定資産の取得(購入、固定資産の振替等)からなり、資産の取得に要した資本の本体費用、据付工事費、運輸マージン、中古資産の取引マージン、仲介手数料等の直接費用が含まれます。生産過程から産出された資産に限定されるため、のれん代などの非生産資産は含みません。土地は、非生産資産であるため、固定資本形成には含みませんが、土地の購入価格を除いた造成・改良費は計上されます。また、資産の除去・除却に際し必要となる原状回復費用も計上されます。
- ② 固定資産として規定する資本財の範囲は、1年超にわたり、生産を繰り返しあるいは継続的に使用されるものとしします
- ③ 通常の資産の維持・修理等は資本形成とはしません。
- ④ 生産が長期にわたる資産(長期生産物)は、使用者が所有権を得たとみなされる時点まで在庫に計上されます。
- ⑤ 建設、船舶の建造(以下「建設等」という。)に付帯して設備される財を直接に資本形成とするか、建設等を迂回して資本形成とするかについては、その財に対する支払を建設等の業者が行い、その県内生産額にコストとして含まれているものは建設等を迂回した資本形成とします。

- ⑥ 持家に係る建物、建築物の取得や耐用年数の向上を伴うような改修、土地の造成・改良費は、自己消費される住宅サービス(住宅賃貸料(帰属家賃))の生産に用いられるものとして扱い、本部門に含めます。

(5) 在庫純増

産業部門で生産された製品・半製品・仕掛品の物量的増減(期末残高一期首残高)や、商業部門で扱う流通在庫及び産業部門によって保有される原材料等の物量的増減を、年間平均の市中価格で評価したものです。

(6) 移輸出・移輸入

県内居住者と非居住者間における生産物の取引をいいます。

輸出入は、普通貿易、特殊貿易及び直接購入等から構成されます。

普通貿易は、財務省「貿易統計」に計上される財の取引を範囲としています。

特殊貿易は、居住者と非居住者間におけるサービス及び普通貿易に計上されない財の取引を範囲とします。

直接購入は、観光など業務以外を目的とした旅行者の消費等、財とサービスの直接取引を範囲とします。

移出入は、県表など地域産業連関表における固有の部門です。移出は、国内の県外地域に対する県内地域で生産された財・サービスの販売を表します。移出されるのは県内地域生産品のみで、国内の県外地域生産品が当該県を經由して再び国内の県外地域へ出ていく、いわゆる再移出は含まれません。また、移入は、国内の県外地域で生産された財・サービスの購入を表し、移出同様通過する財・サービスは移入には含まれません。

(7) 関税

輸入品は、貿易政策上の配慮によって関税定率表に基づいて関税がかかります。これは、輸入品を国産品の価格と同一水準で評価することにより、安い輸入品と高い国産品の価格の差を小さくする働きをもっています。そこで、「輸入」部門とは別に「関税」部門を設けることにより、輸入品に関する金額を明らかにしています。

## 5 粗付加価値部門の概念

各産業部門の生産活動によって新たに生み出された「付加価値」は、取引基本表では「粗付加価値」と呼ばれ、減価償却費も含めてどのように分配されたのかを表しています。

この粗付加価値の内訳を大別すると、「家計外消費支出」、「雇用者所得」、「営業余剰」、「資本減耗引当」、「間接税」及び「経常補助金」に分けられます。

(1) 家計外消費支出(行)

(※『4 最終需要部門の概念』の(1)「家計外消費支出」(列)と同じ)

(2) 雇用者所得

県内の民間及び政府等において雇用されている者に対して、労働の報酬として支払われる現金、現物の一切の所得のことで、ここでいう所得とは、雇用主の支払ベースであり、雇用者の受取ベースではありません。また、所得の発生をその対応期間において正しく把握するために、

賃金・俸給の遅・欠配があったとしても、その分は当該期間の雇用者所得に含めるものとします（発生主義）。さらに、雇用者所得も県内概念として把握されるために、居住者、非居住者を問わず県内で発生した雇用者の所得をもって雇用者所得としています。

雇用者所得は、従業者のうち有給役員、常用労働者、臨時・日雇労働者に対応する所得（賃金・俸給、社会保険料（雇用主負担）、その他の給与及び手当）を範囲とし、自営業主の所得は営業余剰に含めます。

### (3) 営業余剰

粗付加価値から、家計外消費支出、雇用者所得、資本減耗引当、純間接税（間接税－補助金）を控除したものを範囲とします。個人業主や無給の家族従業者等の所得は雇用者所得ではなく、営業余剰に含めます。

非市場生産者（一般政府）及び非市場生産者（対家計民間非営利団体）の県内総生産は生産コスト（経費総額）に等しいと定義されているため、その営業余剰は発生せず、営業余剰は市場生産者のみに発生します。

### (4) 資本減耗引当

固定資産の価値は生産過程において消耗されますが、この価値の減耗分を補填するために引き当てられた費用で、減価償却費と資本偶発損を範囲とします。

### (5) 間接税

生産物の生産、販売、購入又は使用に関して課せられる租税及び税外負担で、税法上損金算入が認められていて、所得とはならず、しかもその負担が最終購入者へ転嫁されることが予定されているものを指します。

また、財政収入を目的とするもので政府の事業所得に分類されない税外収入も間接税に含めます。ただし、「関税」と「輸入品商品税」は粗付加価値部門の間接税に含めず、最終需要の控除項目として計上します。

### (6) 経常補助金

一般に、①非市場生産者（一般政府）から市場生産者に対して交付され、②市場生産者の経常費用を賄うために交付されるものであり、③生産物の市場価格を低下させると考えられるものであること、という三つの条件を満たす経常交付金を指します。

市場生産者に対する支払であっても、投資を支援するための支払や運転資産の損失補填のための支払については補助金に含まれません。また、非市場生産者（一般政府）内の支払や非市場生産者（対家計民間非営利団体）に対する支払も、前記①を満たさないことから補助金に記録されません。